

令和6年度埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナー 業務委託仕様書（案）

1 委託業務の名称

令和6年度埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナー業務委託

2 目的

埼玉県アライチャレンジ企業や県内市町村、県内にキャンパスのある大学等において性の多様性に配慮した取組を促進するため、関係者を一同に集め、好事例を紹介するほか、性の多様性を進めていく上での悩みや苦労等を参加者同士で意見を出し合う場を県が提供することで、それぞれの所属内での更なる実践的な取組を促していく。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 業務委託の内容

(1) 埼玉県アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナー

性の多様性に関する取組を進めている埼玉県アライチャレンジ企業や市町村、大学関係者等を対象としたセミナーを実施する。

ア 業務内容

- ・ 会場の調整
- ・ 広報の実施
- ・ 参加企業等の募集・受付
- ・ セミナーの運営
- ・ アンケートの実施及び集計
- ・ オンデマンド配信開始の通知
- ・ セミナーの配信業務を受託した企業との調整・打合せ
- ・ その他円滑な運営に必要な業務

イ 実施回数・時期

令和6年11月に1回（県と調整の上、決定する）

ウ 参加費用

無料とすること。

エ 会場の調整

- ・ 会場借上料、設備使用料等の費用等開催に必要な費用等は受託者負担とする。
- ・ 関係備品等は、開催に必要な量を見積もった上で手配し、使用すること。

オ 広報の実施

- ・ 広報用のチラシデータを作成すること。
- ・ 記載内容などは県と協議の上、決定すること。

カ セミナーの運営

- ・ セミナーの実施に必要な準備一切を行うほか、参加者受付、会場の整理等当日の円滑な運営を行うこと。
- ・ セミナーの実施に当たっては、当日のスケジュール、会場図、参加者の受付方法、司会等のシナリオその他県が必要に応じて指示する内容を記載した運営用の資料を作成し、事前に県に提出すること。

キ アンケートの実施及び集計

- ・ 参加者に対しアンケートを実施・集計すること。
- ・ セミナーを録画・編集した動画はオンデマンドで令和6年12月27日（金）まで配信予定のため、アンケートの集計は令和7年1月6日（月）以降に行うこと。
- ・ アンケート内容は県と協議して決定すること。

ク オンデマンド配信開始の通知

- ・ セミナーの配信業務を受託した企業により提供されるオンデマンド配信の URL 等を、セミナー参加申込者へ電子メール等で通知すること。
- ・ 通知をする際に、アンケートフォームを併せて送ること。

ケ 参加者数

100人程度

(2) 事業に関する広報

- ・ 本事業について周知するためのチラシを作成すること。制作数、配布先、配布方法、記載内容等は県と協議の上、決定すること。

(3) 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

ア 完了報告

事業実施報告書を作成すること。報告書にはセミナーの様子が分かる写真を適宜掲載するほか、4（1）キのセミナー参加者に対するアンケートに関する集計結果を記載すること。

イ チラシ等製作物

本業務における製作物（チラシ、配布資料、その他の広報媒体等）を提出すること。

ウ 提出方法

上記ア、イについて、電子データで納品すること。

5 成果物の著作権等について

- (1) 成果物（原則として電子データも納品すること）の所有権及び著作権については、委託者に帰属するものとする。また、受託者は著作権者人格権を行使してはならない。
- (2) 本業務の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用により適正に処理するものとし、成果物は著作権等について処理済みのものを納入すること。
- (3) その他、本契約に係る知的財産の取扱いについて必要があるときは、協議の上、定める。

6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、委託者と連携を密にしなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (3) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

- (5) 本業務にかかる経費は、本仕様書において委託者が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく委託者と受託者双方が協議して決定する。
- (9) 本仕様書に定めていない事項については、委託者と協議の上、適切に履行すること。